

令和元年 10 月 1 日

主催：税理士法人 T A C S

民法・相続税改正セミナー 開催報告

令和元年 10 月 1 日(火)に「民法・相続税改正セミナー」を開催いたしました。お忙しいところ多くの方にご参加頂きまして、誠にありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。

セミナー第一部は岩見沢ななほし法律事務所の田村弁護士より、120年ぶりに大改正となる民法のうち、身近な時効や契約などについて事例を交えて分かりやすくお話しいただきました。セミナー第二部は弊社の木村税理士より、相続税改正のポイントについて、主に居住権の計算方法をお話させていただきました。セミナー終了後も質問を多く頂戴し、大変ご好評いただきました。

当セミナーに限らず、相続を含めた税に関するご相談を随時承っております。お気軽にご相談ください。

TEL 0126-22-5050

